

#### 4 地域における公益的な取組の実施

課題とされていた新たな地域ニーズへの対応の促進の観点から、社会福祉法人の本旨に沿って、他の経営主体では実施が困難な福祉ニーズへの対応をさらに積極的に進めるべきことが明確化された。具体的には、社会福祉法人は、①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」を、②「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対して、③無料又は低額な料金で提供する責務があることを明確化し、地域のニーズに対して上記に該当するサービスを充実すべきこととした。

### 4. 「地域における公益的な取組」について

○ 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



○ 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実